

平成24年度
第2回 小山市都市計画審議会

会 議 要 旨

小山市都市整備部都市計画課

○日時 平成24年12月10日(月)午後1時30分より

○会場 小山市役所 別館2階 会議室2

○出席人数 委員13名 内出席者 8名

○審議事項

議題第1号 都市計画提案制度に基づく都市計画の変更について

概要：大字雨ヶ谷

議題第2号 小山市地区まちづくり条例に基づくまちづくり研究会をまちづくり推進団体として認定することについて

(1)「乙女南部地区まちづくり研究会」

(2)「下泉地区まちづくり研究会」

(3)「飯塚地区まちづくり研究会」

○議事概要

議題第1号 都市計画提案制度に基づく都市計画の変更について

Q 商業施設の立地は妥当と考えるが、土地区画整理事業地内の土地利用は、何を想定していたのか。

A 小山環状線沿道は用途地域を第二種住居地域とし、生活利便施設の立地を誘導。その他は住宅地の創出を想定。

Q 都市計画の提案には、土地所有者の3分の2以上の同意が必要ということによいか。

A お見込みのとおり。

Q 敷地の南側に調整池を配し、南側の道路から直接出入りさせない理由は

A 排水計画が必要。また幹線道路からの出入りが交通処理上悪影響を及ぼすため。

議題第2号 小山市地区まちづくり条例に基づくまちづくり研究会をまちづくり推進団体として認定することについて

Q それぞれの団体における活動実績はどれくらいか。

A 乙女南部地区が5年2カ月、下泉地区が2年2カ月、飯塚地区が2年4カ月の活動実績を有する。

Q 過去の認定案件における活動実績はどれくらいなのか。

A 最も短いもので1年9カ月、平均2年8カ月位で推進団体として認定されている。

Q 早期認定にはどうすればよいか。

A 認定要件の内、期間としては1年以上かつ5回以上の活動実績を要することとなっている。活動頻度については定めはない。

Q まちづくり団体の活動区域はどのように設定されているのか。

A 概ね大字界、若しくは自治会界としているものが多い。

Q 自治会を跨いでの区域設定は今まであったのか。

A いくつか前例はある。

Q 計画立案に際し、住民組織の単位が非常に大切と考えるが、自治会を跨ぐような区域の設定は認めてよいものか。認定要件の中の「地区住民の自発的な参加の機会の保障」や「活動が地区住民の支持を得ていると認められる」などの支障となるのではないか。

A 役員に自治会長なども入れ、自治会との連携を図る体制を整えているものについては、支障ないものとする。